

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月4日

住 所 京都市右京区太秦下刑部町12番地
事業者名 京都市交通局
代表者名 京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

京都市営地下鉄では、これまでからバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律）や、移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令）などに基づき、積極的に旅客及び車両のバリアフリー化に取り組んでまいりました。

これにより、令和5年度末現在で、全ての旅客施設及び車両が移動等円滑化基準を満たしております。

ハード・ソフト両面での更なるバリアフリー化の推進に向け、バリアフリー法において努力義務とされている事項について、令和元年度から10年間の経営の基本的な方針等を取りまとめた「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」に基づき、以下の方針の下、取組を進めてまいります。

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 駅のホームドア及び可動式ホーム柵

【現状】

駅のホームにおける転落防止策として、東西線では開業時から全17駅にホームドアを設置しており、烏丸線では全15駅中4駅に可動式ホーム柵を設置している。（令和5年度末時点）

【今後の対応方針】

烏丸線全駅への可動式ホーム柵設置については、設置方針そのものに変更はないが、新型コロナウイルス感染症の影響による非常に厳しい地下鉄の財政状況を踏まえ、当初計画していた令和10年度中の設置を延期することとし、実施時期については、今後の経営状況の回復を見ながら判断していく。

② 駅ホームの内方線付点状ブロックのJIS規格対応

【現状】

可動式ホーム柵未設置の烏丸線11駅には、転落防止策として内方線付き点

状ブロック（点状及び内方線）が必要であり、これらの駅の全てのホームに設置している。このうち点状ブロック部分は、平成13年にJIS規格化されたが、当該11駅は規格化以前に開業したため、JIS規格に合致していない。

【今後の対応方針】

可動式ホーム柵設置の際には、内方線は不要となるが、JIS規格に対応した視覚障害者誘導ブロック（点状ブロック、線状ブロック）を設置する。

③ 駅の視覚障害者用誘導ブロックのJIS規格対応

【現状】

視覚障害者用誘導ブロックについて、形状等を視覚障害者団体とも協議の上、全駅に敷設してきたが、全てのブロックがJIS規格に対応している駅は、JIS規格化された平成13年以降に開業した東西線六地蔵駅、石田駅、西大路御池駅、太秦天神川駅の4駅である。

【今後の対応】

駅の大規模改修の機会を捉え、順次JIS規格に対応した視覚障害者用誘導ブロックに更新する。

④ 駅の旅客用トイレ

【現状】

駅の旅客用トイレでは、車いす使用者用便房を全31駅に、オストメイト対応設備を全31駅中24駅に設置している。（令和5年度末時点）

【今後の対応方針】

残る7駅については、老朽化に伴うトイレの改修にあわせて順次オストメイト対応設備を設置する。

⑤ 駅のエスカレーター

【現状】

全31駅に計110基のエスカレーターを設置しており、そのうち13駅39基のエスカレーターに、行先及び昇降方向を知らせる音声案内設備を搭載している。（令和5年度末時点）

【今後の対応方針】

令和6年度は1駅2基のエスカレーターに、それぞれ音声案内設備を搭載する。残る駅については老朽化に伴う更新にあわせて順次エスカレーターに音声案内設備を搭載する。

⑥ 車内案内表示装置

【現状】

車内には、次の停車駅等を文字情報により提供する車内案内表示装置を、東西線全17編成及び烏丸線全20編成中16編成に設置している。

（令和5年度末時点）

【今後の対応方針】

今後車両更新を進めていく烏丸線の4編成については、令和7年度までの車両更新にあわせて車内案内表示装置を順次設置する。(令和6年度は2編成を導入)

⑦ 駅ホームと車両の段差解消

【現状】

駅ホームと車両の乗降口の段差については、烏丸線10系車両のうち、1次車、2次車は最大10cm、3次車～6次車は最大8cm、20系車両が最大4cm(クツズリ先端部では最大3cm)、東西線で最大5cm(クツズリ先端部では最大約2.6cm)程度である。

【今後の対応方針】

烏丸線においては、今後、令和7年度までに老朽化した4編成の車両を更新する際、できるだけ駅ホームと車両の段差をなくした車両を順次導入する。(令和6年度は2編成を導入)

⑧ 車両における車いすスペースの確保

【現状】

地下鉄車両全37編成のうち、車いすスペースを1編成につき2か所以上設置している車両は25編成(烏丸線20編成中8編成、東西線全17編成)であり、車いすスペースの広さは以下のとおりとなっている。

(車いすスペースの広さ)

烏丸線10系車両 1,080mm×905mm 又は 1,060mm×865mm

烏丸線20系車両 1,350mm×750mm

東西線車両 1,160mm×735mm

【今後の対応方針】

烏丸線については、今後、令和7年度までに老朽化した4編成の車両を更新する際、1編成につき2か所以上の車いすスペースの設置及び1か所につき1,300mm以上×750mm以上の広さを確保した車両を順次導入する。(令和6年度は2編成を導入)

⑨ 駅のエレベーター

【現状】

駅のエレベーターは、全ての駅においてバリアフリー基準に適合している。

また、全31駅中10駅のエレベーターに文字案内表示装置や聴覚に障害のある方に対応可能な非常ボタンを導入している。(令和5年度末現在)

【今後の対応方針】

令和6年度に、更に2駅のエレベーターについて、文字案内表示装置や聴覚に障害のある方に対応可能な非常ボタンを導入する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 旅客支援

【現状】

- ・ 駅係員が、目の不自由な方や車いす利用者に対して積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にも御希望に応じた移動の補助等を行っている。
- ・ 聴覚に障害のある方への支援として、全駅に筆談具及びタブレット端末を配備するとともに、無人改札口（8駅11改札口）に、筆談対応可能な多機能インターホンを設置している。（令和5年度末時点）

なお、令和5年度に新たに2駅2改札口で、有人改札口を無人化し、駅務室内からリモート対応しており、設置している多機能インターホンの券面等確認カメラと、駅務室内のカメラを通じて、駅係員が筆談で対応を行っている。

- ・ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」として認定された駅係員を、順次各駅に配置している。（令和5年度末までの累計 217名）

【今後の対応方針】

- ・ 駅係員による障害のある方に対する積極的な支援のお声かけにより、移動の補助等を行うとともに、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成する。

② 情報提供

【現状】

- ・ 駅及び車両では、案内板、標識、音声案内及び筆談器具を用いたコミュニケーション等の多様な手段によって、駅及び車両のバリアフリー情報、運行情報並びに緊急時の情報等を提供している。
- ・ 駅及び車両における情報提供以外にも、ウェブサイト（スマートフォン用ウェブサイトを含む）、パンフレット、電話による問い合わせ対応等により、高齢の方や障害のある方にも御利用いただきやすい情報提供に努めている。
- ・ 視覚情報について、案内サイン等においては、可能な限り大きな文字又は適切な色の組み合わせや書体の使用に配慮するとともに JIS 規格等のピクトグラム（図記号）を付設している。

また、車両の行先や接近状況を文字情報で提供する行先案内表示装置を、全駅のホーム階及び烏丸線（竹田駅を除く各駅）・東西線（全駅）のコンコース階に設置している。（令和5年度末時点）

- ・ 聴覚情報について、烏丸線では、ホームにおける列車接近時の警告音を

上下線で異なる音色にするなど、分かりやすい情報提供に努めている。

【今後の対応方針】

- ・ 車両更新を進めている烏丸線の4編成については、令和7年度までの車両更新にあわせて、順次フルカラー液晶の車内案内表示装置を搭載した車両を導入する。(令和6年度は2編成導入)

③ 教育訓練

【現状】

- ・ 新規採用駅職員研修時に障害のある方を講師として研修を実施するとともに、毎年、全ての駅職員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等の多様なニーズ及び特性を理解し、適切に対応できるよう、人権に関する知識を深める研修を実施している。
- ・ 高齢の方や障害のある方がより安心して御利用いただけるよう、平成30年度から、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成している。(令和5年度までの累計 217名)
- ・ 障害のある方の特性などを踏まえた「お客様接遇マニュアル」を作成し、全ての乗務員及び駅係員に周知している。

【今後の対応方針】

- ・ 新規採用駅職員等への研修等を継続して実施するとともに、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅のホームと車両の乗降口に段差を有する駅及び車両	駅のホームと車両の乗降口の段差をできるだけなくした新型車両(2編成)を導入する。(令和6年度)
車両の車いすスペースの確保	車いすスペースを1編成につき2か所以上設けるとともに、各スペースの広さを1,300mm以上×750mm以上確保した新型車両(2編成)を導入する。(令和6年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成する。(令和6年度)
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和6年度)
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和6年度)
照明設備の維持管理	移動等円滑化された経路を構成する通路、階段、トイレ、プラットフォームなどの照明設備について、年1回の点検を行い、必要に応じて照明の交換を行うなど、適切な照度を確保する。(令和6年度)
階段昇降機の維持管理	2か月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和6年度)
エレベーター、エスカレーターの音声案内装置の維持管理	1か月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和6年度)
トイレ、出入口、改札口等の音声案内装置の維持管理	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和6年度)
渡り板の維持管理	劣化具合を随時確認し、必要に応じて新しいものを購入する。(令和6年度)
列車接近警告装置、駅施設の放送設備の維持管理	年2回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和6年度)

行先案内表示装置の維持管理	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和6年度)
車内案内表示装置、車内放送装置の維持管理	3か月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和6年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
移動の支援、声掛け及び誘導案内	駅係員が目の不自由な方や車いす利用者などに対して、積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にも御希望に応じた移動の補助等を行う。(令和6年度)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成する。(令和6年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示装置を搭載した新型車両の導入	フルカラー液晶の車内案内表示装置を搭載した新型車両(2編成)を導入する。(令和6年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成する。(令和6年度)
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和6年度)

接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和6年度)
---------	--

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発ポスター等の掲出	国土交通省が実施する障害者用トイレ、エレベーター等のゆずりあいに関する啓発キャンペーンに参加し、マナー啓発のためのポスター掲出を行う。また、優先座席のゆずりあいに関するポスター掲出や、障害者用トイレの扉への「一般トイレを利用できる方は、一般トイレをご利用ください」という啓発文の掲出など、利用者への呼びかけを行う。(令和6年度)
車内放送による啓発	優先座席のゆずりあいに関する啓発放送を行い、利用者への呼びかけを行う。(令和6年度)
優先座席エリアへの床面シート貼り付け等	優先座席エリアの床面への「必要とされている方に座席をおゆずりください」等のメッセージを表記したシート貼り付けなど、利用者への呼びかけを行う。(令和6年度) ※床面シートの貼り付けは平成29年度に実施

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 視覚に障害のある方に対する声かけ等をお願いするポスターを掲出するとともに、ティッシュの配布、及び駅構内放送による啓発を実施する。(令和6年度) ・ ウェブサイトや電話等で寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用する。(令和6年度) ・ 障害者団体との意見交換を実施し、対応等について協議する。(令和6年度) ・ ハード面の主管課を本局内の高速鉄道部技術監理課、ソフト面の主管課を高速鉄道部運輸課として、バリアフリーの取組を推進する。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載した事項については、令和元年度から10年間の経営の基本方針を定めた「経営ビジョン」に位置づけられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。